## 北九州自動車検査登録事務所 標準文書保存期間基準

令和6年11月1日現在

					令和6年11	月1日現在
	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間 満了後の措置
1	文書の管理等に 関する共通事項	共通文書の管理等	行政文書ファイル管理簿 その他の業務に常時利用 するものとして継続的に		常用	
			保存すべき行政文書 取得した文書の管理を行	標準文書保存期間基準 受付簿		
			うための帳簿 決裁文書の管理を行うた	公示番号簿、達番号簿	5年	廃棄
			めの帳簿 行政文書ファイル等の移 管又は廃棄の状況が記 録された帳簿	決裁簿 移管·廃棄簿	30年	)完果
			文書の発送等に関する帳簿等	書留簿	5年	
			閲覧に関する文書	文書閲覧目録・閲覧申出書	3年	
2		名義使用の許可等	名義使用に関する文書	行事等に関する名義の使用許可申請書	1年	
3	る事項 公印管理に関す	公印	公印の管理に関する文書		常用	焼果
-	る事項			公印作成、改刻、廃止に係る承認願い	3年	廃棄
				公印印影印刷物に係る承認書類	5年	
4	課内等の管理事	会計上の管理等	会計に関する文書	会計関係通達	常用	
	務に関する共通 事項			会計関係報告	1年	
	<b>学</b> 快		国方財産に即士で売事	会計関係事務連絡	5年	
			国有財産に関する文書	国有財産台帳(写し)	5年	
				国有財産使用許可	1年 30年	
			予算に関する文書	庁舎、検査場等図面 増額要求資料	5年	
			」 弁に因りの入音	写領要水資料 予算使用計画書	· ·	
				下昇使用計画者	1年	
			会計実地検査・本証監査	会計検査院実地検査調書		र्त्यः स्टेन
1			に関する文書	会計内部指導監査	5年	廃棄
1			補助者任命にかかる文書		10年	
			契約に関する文書	検査職員任命通知書	5年	
1				年間契約関係	· ·	
				契約措置請求書(写)	1年	
			<b>梅口の笠田に服士でする</b>	契約の検査・報告に関する文書	3年	
			物品の管理に関する文書		1年	
				備品専用証 物品受領·返納命令書	5年	
		1 = 1 = 2 = 2 = 2 = 2	1 末に明 + 7 + *	切手出納簿		
1		人事上の管理等	人事に関する文書	人事関係通達	10年	
				人事関係報告	1年	
			任免に関する文書	人事関係事務連絡	5年 3年	
			正元  -   関リの人音	兼職承認申請書 委員等委嘱承認文書	10年	
				安貝寺安嘱承認义者 管理職員特別勤務実績簿	-	
				管理職職員特別勤務手当整理簿	6年	
				増員要求・定削関係	5年	
				併任発令通知書	10年	
			職員の勤務状況等に関す			
			る文書	休暇簿	5年	
				週休日振替·代休等指定 超過勤務命令簿	6年	
				超過勤務命令簿	5年	
			旅行に関する文書	外勤簿	·	廃棄
				出張計画書・旅行計画確認書	5年	冼未
				旅費請求書(写)等	1年	
				旅行命令簿	5年	
				旅費の相当級決定	· ·	
			非吊勁職員の採用寺に関  する文書	非常勤職員関係(採用関係) 非常勤職員関係(賃金関係)	3年 5年	
			給与の支給に関する文書		5年	
			, , , , , ,	扶養親族届•扶養手当認定簿	3-	
				通勤届·通勤手当認定簿	─ ─ 喪失後6年	
				住居届·住居手当認定簿	大大佐0年	
				単身赴任届·単身赴任手当認定簿		
			<b>映号の収みに明ナナナキ</b>	諸手当検認書類	喪失後6年	
			職員の服務に関する文書	<u>贈与等報告書</u> 飲食等許可書		
					-	
	l .	<u> </u>	I	MT/スックルエ明目	1	1

## 北九州自動車検査登録事務所 標準文書保存期間基準

令和6年11月1日現在

					令和6年11月	引日現在
	庁舎等の管理に 関する事項	庁舎管理等	庁舎の管理等に関する文書 会議室の管理に関する文書	警備報告書 消防用設備点検結果報告書 防火管理者	3年	
				防火官埋在  自家用電気工作物点検報告	5年	廃棄
				会議室使用簿	1年	
-	職員の健康管理、安全保持に関する事項	職員の健康管理、 安全保持に関する	-	健康管理者·安全管理者指名文書 健康管理担当者·安全管理担当者指名文書	- 3年	
		重要な経緯		健康管理の記録(健康診断票)	退職後5年	
				健康管理の記録(石綿に関する診断票)	退職後40年	÷ *
				定期健康診断結果書類	3年	廃棄
				指導決定区分関係文書	3#	
				ストレスチェック関係文書 重大災害等報告書	5年	
7			制定又は改廃のための決	九州運輸局事務分掌規定		
	る事項	検討に関する事項	裁文書及び内部規定等	倫理規定	常用	廃棄
8	情報公開に関す る事項	情報公開	情報公開に関する文書	情報公開	5年	廃棄
	会議・研修等に	会議・研修等	会議・研修等に関する文書	会議・研修関係(定期的なもの)	†	
	関する事項			その他会議関係	3年	廃棄
10	X= TL+α=ψ ++ ±+			自動車登録に関する実習制度関係		
	要望等の処理に	行政相談・苦情・要 望等の処理	行政相談・苦情・要望等 の処理に関する文書	相談事案関係	3年	廃棄
	関する事項			捜査関係事項等照会	1年	
		事務の総合企画	事務の総合企画に関する		5年	廃棄
	に関する事項		文書	公印の印影印刷関係	· ·	<i>7.</i> 7.
12	法令通達に関す る事項	法令通達	法令通達に関する文書	通達・例規	30年	廃棄
	の争項			登録センター情報 調査報告関係	10年	兇来
13	行政事件訴訟	行政事件訴訟法·	一 行政事件訴訟法·行政不	調宜報古渕添	5年	
	大成事件所は 法・行政不服審 査法に関する事 項	行政不服審査法	服審査法に関する文書	事件	訴訟が終結する 日に係る特定日 以後10年	廃棄
	自動車業務量統 計に関する事項	自動車業務量統計	自動車業務量統計に関す	自動車保有車両数	10年	
			る文書	登録関係業務量(年報・月報)	3年	廃棄
				登録関係業務量(日報)	1年	元米
	力制士の参紹に	<b>₹ \$</b> 3 88 1 <b>7</b> .	力制主の交付に明まり立	統計関係照会		
	自動車の登録に関する事項	· 豆虾) (茶	自動車の登録に関する文 書	被災自動車に係る自動車重量税の還付申請	1	
				書 自動車重量税過誤納証明書交付請求書の過	1 .	
				誤納通知書	5年	
				検査証・番号標返納関係	4	
				嘱託関係 不審案件処理	-	
					╡	廃棄
				関係団体規約・運営要領等	3年	
				登録番号標の交付に係る申請書等		
				各種証明願い	1年	
		出力帳票等出納	出力帳票等に関する文書	自動車検査登録手数料一括納付取扱規定	許認可等の効 力が消滅する日 に係る特定日以 後1年	
				帳票類·消耗品関係出納簿 出力帳票使用状況報告書	3年	廃棄
16	軽自動車に関す	軽自動車関係	軽自動車関係に関する文	軽自動車届出にかかる申請書類	5年	
	る事項		書	軽自動車返納証明書再交付請求書	5年	廃棄
				軽自動車関係台帳	30年	
	自動車登録番号 標交付代行者に 関する事項	自動車登録番号標 交付代行者	自動車登録番号標交付代行者に関する文書	自動車登録番号標交付代行者申請等	許認可等の効 力が消滅する日 に係る特定日以 後5年	廃棄
				自動車登録番号標交付代行者変更届	1年	

## 北九州自動車検査登録事務所 標準文書保存期間基準

令和6年11月1日現在

19		1	T		令和6年11月	川山坑江
		自動車の臨時運行		臨時運行許可に関する町村指定	30年	
	行及び回送運行		る文書	臨時運行関係管理·出納簿	5年	· 本
	に関する事項			臨時運行許可申請書		廃棄
				臨時運行許可件数報告	3年	
		白動車の同送運行	自動車の回送運行に関す		30年	
		ロ初十い口心廷门	百動車の回返連1月	回送運行関係管理・出納簿	304	
			<b>□</b> ~ ■			
				回送運行許可申請書		
				回送運行許可証交付申請書	5年	廃棄
				回送運行許可事業者の監査		
				回送運行許可事業者の行政処分		
				回送運行許可事業者届出書		
				回送運行関係報告	1年	
00	封印関係に関す	+11088/5	おの明友に明まり立事		00/5	
20	る事項	封印関係	封印関係に関する文書	封印委託事業者台帳	30年	
				封印委託事業者の監査	5年	
				封印委託事業者の行政処分	• •	
				封印取付委託承認申請	o #=	
				封印出納簿		廃棄
				封印取付報告書	3年	
				封印交付請求(受領)書		
				封印関係届出	1年	
				再封印申請書		
21		印鑑証明書等承認	印鑑証明書等承認に関す		5年	
	認に関する事項		る文書	印鑑証明書等の添付省略承認申請書	3年	ps 幸
				検認済印鑑証明書		廃棄
				印鑑証明書等添付省略関係届出書	1年	
22	登録証書に関す	各録証書	登録証書に関する文書			
22	る事項	ᄑᄢᄣᆸ		登録証書交付申請	3年	廃棄
00		D中 +在 +十 : 本		中 4年4十7年8日7万		
23	職権抹消に関す	<b>喊惟</b> 抹泪	職権抹消に関する文書	職権抹消関係	5年	廃棄
	る事項	<u> </u>		職権抹消回復関係		
24		電子情報処理組織		端末機保守・運用関係		
	織に関する事項		る文書	認証カード管理簿	1年	廃棄
				所有者・住所コード申請		
25	所掌事務に関す	全業務共逼	①別途、正本・原本が管	MINI EM - 1 I II		
20	る事項共通	エネが八巡	理されている行政文書の			
	の事項八匹		写し ②定型的・日常的な業務 連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集 した文書 ④所掌事務に関する事実 関係の問い合わせへの応			
				· \		
				\ \ \		÷ *
			_	\	1年未満	廃棄
			⑤明白な誤り等の客観的 な正確性の観点から利用 に適さなくなった文書			
				\		
	1			\ \ \	,	
			に適さなくなった文書			
				\ \ \		
			⑥意思決定の途中段階で			
			⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意			
			⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がな			
			⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がな いものとして、長期間の保			
			⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される			
			⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保 存を要しないと判断される 文書			
26	自動車の検査等	自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保 存を要しないと判断される 文書	自動車検査業務関係通達	30年	
26	自動車の検査等 に関する事項	自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保 存を要しないと判断される 文書		30年 10年	
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務·事務連絡関係	10年	
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務·事務連絡関係 継続検査重量税納付書	10年 5年	
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証	10年 5年 3年	
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書	10年 5年 3年 1年	
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計	10年 5年 3年 1年 3年	
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿	10年 5年 3年 1年	
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計	10年 5年 3年 1年 3年 5年	
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿	10年 5年 3年 1年 3年	廃棄
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準	10年 5年 3年 1年 3年 5年	廃棄
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳	10年 5年 3年 1年 3年 5年 10年	廃棄
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳 継続検査申請関係書類	10年 5年 3年 1年 3年 5年 10年 1年 2年	廃棄
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 自動車の検査等に関する文書	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿	10年 5年 3年 1年 3年 5年 10年 1年 2年 3年	廃棄
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で 作成したもので、当該意 思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される 文書 自動車の検査等に関する 文書	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳 継続検査申請関係書類	10年 5年 3年 1年 3年 5年 10年 1年 2年	廃棄
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 自動車の検査等に関する文書 自動車の検査等に属する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査開覧、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査	10年 5年 3年 1年 3年 5年 10年 1年 2年 3年 3年	廃棄
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 自動車の検査等に関する文書 自動車の検査等に関する する文書 自動車の検査等に関する 事項に係る行政相談、苦	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量 開名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査 自動車使用者からの行政相談、苦情及び要望	10年 5年 3年 1年 3年 5年 10年 1年 2年 3年	廃棄
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 自動車の検査等に関する文書 自動車の検査等に属する	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査開覧、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査	10年 5年 3年 1年 3年 5年 10年 1年 2年 3年 3年	廃棄
26		自動車の検査	⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 自動車の検査等に関する文書 自動車の検査等に関する事項に係る行政相談、苦情処理に関する文書	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査 自動車使用者からの行政相談、苦情及び要望 等の処理	10年 5年 3年 1年 3年 5年 10年 1年 2年 3年 3年 3年	廃棄
	に関する事項		⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間される文書 自動車の検査等に関する文書 「関東を存を要しないと判断される文書」を表示を関するを表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づ〈審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査 自動車使用者からの行政相談、苦情及び要望 等の処理 移動円滑化基準除外認定	10年 5年 3年 13年 5年 10年 12年 3年 3年 3年	廃棄
	に関する事項 を		⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当整がないものとして、多影響がないものとして、長期間される文書 自動車の検査等に関する文書 自動車の検査等に関する 芸術処理に関する文書 をの他業務に関する文書 自動車の車台番号及び原	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査 自動車使用者からの行政相談、苦情及び要望 等の処理 移動円滑化基準除外認定 職権打刻・とまつ許可申請書	10年 5年 3年 1年 3年 5年 10年 1年 2年 3年 3年 3年 5年	
	に関する事項		⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当響がないものとして、長期間されるとして、長期間されるできまりないと判断される文書を存を要しないと判断される文書を存在で、と判断されるで、と判断を存在です。  「は頭検査に、関するでに関するでは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査 自動車使用者からの行政相談、苦情及び要望 等の処理 移動円滑化基準除外認定 職権打刻・とまつ許可申請書 職権打刻台帳	10年 5年 3年 13年 5年 10年 12年 3年 3年 3年	廃棄
27	に関する事項 職権打刻に関す る事項	職権打刻	⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当響がないものとして、長期間のもして、長期間である。 を要しないと判断されるで、当事の検査等に関する。 自動車の検査等に関する文書。 自動車の検査で政コを関するに属する事項に係関する関連に係関する関連では関すると関する及び、 を要しないと判断されるできます。 自動車の検査では、苦情の地業のでは、「関する及び、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づ〈審査基準等 検査所間、検査予約制度等の基準 検査事等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査 自動車使用者からの行政相談、苦情及び要望 等の処理 移動円滑化基準除外認定 職権打刻・とまつ許可申請書 職権打刻台帳 職権打刻台帳	10年 5年 3年 1年 3年 5年 10年 1年 2年 3年 3年 3年 5年	
27	に関する事項 職権打刻に関す 基準緩和に関す		⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当響がないものとして、長期間されるとして、長期間されるできまりないと判断される文書を存を要しないと判断される文書を存在で、と判断されるで、と判断を存在です。  「は頭検査に、関するでに関するでは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査 自動車使用者からの行政相談、苦情及び要望 等の処理 移動円滑化基準除外認定 職権打刻・とまつ許可申請書 職権打刻台帳 職権打刻管理簿 基準緩和認定関係	10年 5年 3年 13年 5年 10年 1年 2年 3年 3年 3年 10年 1年 2年 3年 3年 3年 10年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11	廃棄
27	に関する事項 職権打刻に関する事項 基準緩和に関する事項	職権打刻	⑥意思決定ので、等ででは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づ〈審査基準等 検査所間、検査予約制度等の基準 検査事等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査 自動車使用者からの行政相談、苦情及び要望 等の処理 移動円滑化基準除外認定 職権打刻・とまつ許可申請書 職権打刻台帳 職権打刻台帳	10年 5年 3年 1年 3年 5年 10年 1年 2年 3年 3年 3年 5年	
27	に関する事項 職権打刻に関す 基準緩和に関す	職権打刻	⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当響がないものとして、長期間のもして、長期間である。 を要しないと判断されるで、当事の検査等に関する。 自動車の検査等に関する文書。 自動車の検査で政コを関するに属する事項に係関する関連に係関する関連では関すると関する及び、 を要しないと判断されるできます。 自動車の検査では、苦情の地業のでは、「関する及び、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査票等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査 自動車使用者からの行政相談、苦情及び要望 等の処理 移動円滑化基準除外認定 職権打刻台帳 職権打刻台帳 職権打刻台帳 職権打刻台帳 職権打刻管理簿 基準緩和認定関係	10年 5年 3年 12年 35年 10年 1年 2年 37年 37年 37年 37年 37年 37年 37年 37	廃棄
27	に関する事項 職権打刻に関する事項 基準緩和に関する事項	職権打刻基準緩和	⑥意思決定ので、等ででは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自動車検査業務関係通達 自動車検査業務・事務連絡関係 継続検査重量税納付書 タカタエアバッグリコール改善措置済証 点検等の勧告書 業務量統計 県名小印管理簿 行政手続法に基づく審査基準等 検査時間、検査予約制度等の基準 検査等管理台帳 継続検査申請関係書類 相談事案受付簿 街頭検査 自動車使用者からの行政相談、苦情及び要望 等の処理 移動円滑化基準除外認定 職権打刻・とまつ許可申請書 職権打刻台帳 職権打刻管理簿 基準緩和認定関係	10年 5年 3年 13年 5年 10年 1年 2年 3年 3年 3年 10年 1年 2年 3年 3年 3年 10年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11	廃棄